

エネルギー基本計画の改定について（案）

平成19年2月27日
原 子 力 委 員 会

原子力政策大綱に示されたとおり、原子力の研究、開発及び利用は、エネルギーの安定供給や地球温暖化対策に対して長期にわたって貢献していく重要な取組です。原子力委員会は、今回のエネルギー基本計画の改定案は、原子力に関して、原子力政策大綱を基本方針として尊重した上で、これを総合的・計画的に実現するための内容になっていると判断します。

したがって、本改定案が新たなエネルギー基本計画として決定され、関係省庁が一体となってそこに示された原子力関連施策を着実に推進していくことは、適切であると考えます。

なお、原子力委員会は、今後とも関係行政機関の原子力関連施策の実施状況等を適宜に把握して原子力の研究、開発及び利用に関する政策の妥当性を評価し、その結果を国民に説明していくこととしています。

以上

(参考1) エネルギー基本計画について

エネルギー基本計画は、エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）に基づき、エネルギー需給全般に関し、基本的な方針、長期的、総合的かつ計画的に講すべき施策、その推進のために重点的に研究開発のための施策を講すべき技術等について、政府として定めるものです。

(参考2) 改定案における原子力関係の主な内容

今回の改定案においては、原子力に関して、厳格な安全管理が必要であるが安定供給に資するほか、地球温暖化対策の面でも優れた特性を有するエネルギーであり、今後とも将来にわたる基幹電源に位置付け推進するとともに、供給安定性に優れる原子力発電の特性を一層向上させる核燃料サイクルを推進することとしています。また、原子力分野において長期的、総合的かつ計画的に講すべき施策として、①原子力と国民・地域社会との共生、②現行水準以上の原子力発電比率の中長期的な実現、③核燃料サイクルの早期確立とサイクル関連産業の戦略的強化、④高速増殖炉サイクルの早期実用化、⑤原子力発電拡大と核不拡散の両立に向けた国際的な枠組み作りへの積極的関与、⑥次世代を支える技術開発・人材育成、⑦我が国原子力産業の国際展開の支援、⑧放射性廃棄物対策の着実な推進、⑨原子力の安全の確保と安心の醸成等を目指す施策を取りまとめています。さらに、エネルギー技術戦略を新たに策定することとし、原子力分野については原子力政策大綱や原子力委員会の決定を踏まえて、具体的な課題に対応した技術開発のロードマップを作成することとしています。